

## 男女共同参画に関する苦情等処理

専用電話 075-222-8124

受付時間 10:00 ~ 17:00

(水曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

(所在地)

ウィングス京都 (京都市男女共同参画センター)

〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262

(地下鉄烏丸御池駅・四条駅、阪急烏丸駅下車5分)

(制度の流れ)

★ まず、お電話ください。ウィングス京都の相談員が あなたのお話を伺います。

対象とならない事案の場合は、他の機関や相談機関を紹介することがあります。

あなたの秘密は厳守します。

※専門員=京都市男女共同参画  
苦情等処理専門員

★ 専門員が電話や面談によりお話を伺う場合があります。

★ 専門員が調査を行い、必要に応じて、事案関係者に対し、助言・是正の要望等を行います。

事実関係の確認に必要な場合・調査することにより明らかに特定される場合等を除いて、申し出た方の氏名は希望に反して相手方に知らせることがありません。

★ 処理した結果を書面で通知します。

### ○制度を利用できる「市民」について

次のいずれかに該当する方が対象です。

- ・本市の住民又は市内への通勤・通学者
- ・営利事業、公益事業に関わらず、市内で事業を行う法人又は個人
- ・市内に活動拠点を有する民間団体（法人格の有無は問わない。）
- ・その他 市長が適当と認める者

### ○専門員による調査の対象としない苦情等について

次のいずれかに該当するときは、対象としません。

- 裁判所において係争中の事案又は判決等により確定した事案
- 行政庁において不服申立ての審理中の事案又は裁決等により確定した事案
- 男女雇用機会均等法、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法その他の法令の規定により処理すべき事案
- 監査委員に住民監査請求を行っている（行った）事案
- 議会に請願又は陳情を行っている（行った）事案
- 京都市を除く行政機関の事案で、独自の相談機関を持っており、専門員会議で調査の対象とならないと判断した事案
- 申出人が不当な目的でみだりに申出をしたと認められる事案
- 専門員の行為に関する事案
- その他市長が専門員に調査させることが適当ないと認める事案

なお、対象範囲となる苦情等であっても、その原因となる事実のあった日から1年を経過した日以後に申出がされたものは、正当な理由がない限り、専門員による調査は行いません。